

## 推進体制

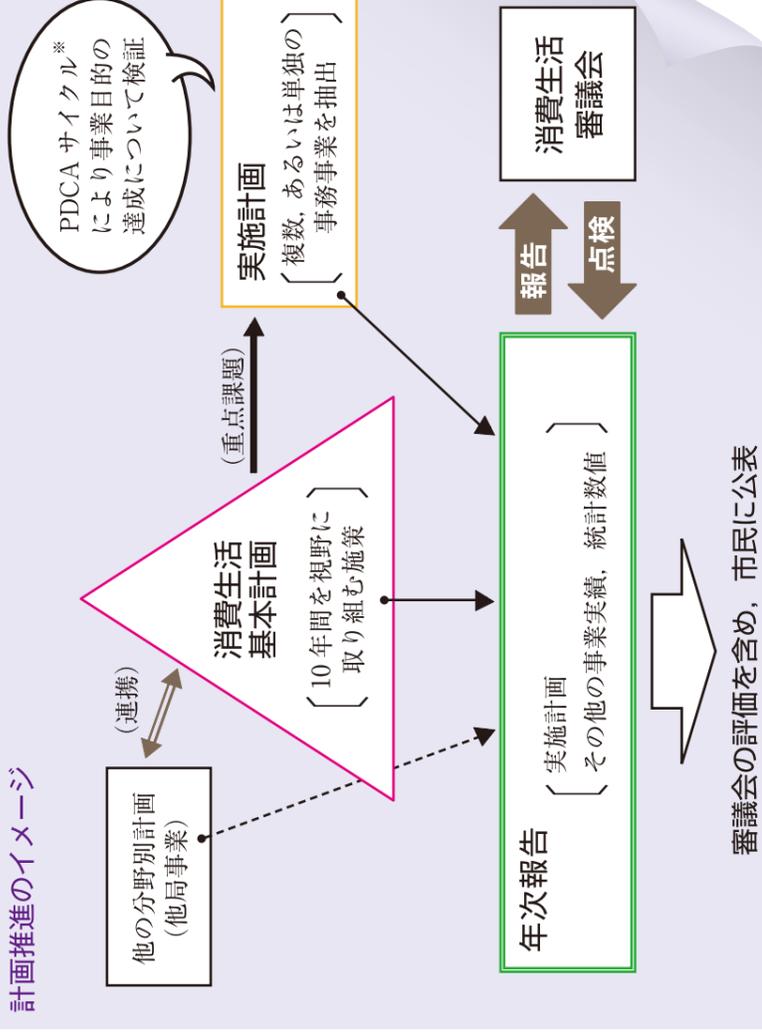
### 本市の推進体制

- ・関係局、区等で構成する「消費生活行政推進会議」の機能的かつ効果的な運営
- 関係機関や消費者団体、事業者団体との連携
- ・消費者庁をはじめ、国、京都府等の関係機関と緊密に連携
- ・消費者、事業者及び関係団体と行政との協働

## 計画の推進状況の点検、評価、公表

重点課題については、毎年度、目標を明確にした実施計画を立て、点検・評価を行いながら、着実に推進していきます。  
施策の推進状況については、毎年度、取りまとめ公表します。

### 計画推進のイメージ



※PDCAサイクル  
Plan (企画)→Do (実施)→Check (点検)→Action (改善)の4段階を繰り返すこと

計画本文は市民総合相談課のホームページで公開しています。  
(推進状況の年次報告もホームページで公開します。)



京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課 TEL 075-256-1110  
[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html)  
このパンフレットは、古紙パルプを配合した再生紙に大豆インキで印刷しています。  
平成 23 年 3 月 発行 京都市印刷物第 223208 号

# 京都市消費生活基本計画

— 京都から始めよう 未来へつなぐ消費生活 —

(第2次計画)

概要版



## 計画の位置付け

消費生活条例 (平成 17 年 10 月施行)

消費生活施策  
基本理念  
(第3条)

- 消費生活施策  
推進に当たっては
- ・ 7つの消費者権の実現を図る。
  - ・ 食の安全を確保し、環境に配慮する。
  - ・ 高度情報通信社会の進展に配慮する。
  - ・ 食文化、始末の文化等京都固有の生活文化を尊重する。

消費生活基本計画 (第1次計画)

(計画期間：平成 18～22 年度)

- 京都市基本計画を上位計画とする消費生活分野の基本計画
- 7つの消費者権の実現を図るため条例で策定が義務付けられた基本的な計画

## 消費生活基本計画 (第2次計画)

(計画期間)

平成 23 年度 (2011 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 10 年間

\* 社会状況等の変化によっては、期間中においても、必要に応じて見直します。

## 計画の基本的な視点

消費者権の実現を図り、安心・安全な消費生活を目指して、次の2つの視点から施策を推進します。

### 融合の視点

暮らしの総合行政として、行政の縦割りの弊害を解消して推進

### 共汗の視点

消費者や事業者、関係団体、関係機関との連携、協働により推進

市民の皆様と共に感じ、共に汗して(共汗)、知慮と力を合わせて施策を推進します。



## 施策体系

### 基本方針 1 消費生活の安心・安全

#### 施策目標 1 安全な消費生活環境の確保

- 施策の方向 (1) 安全な商品等の確保
- 商品等の安全性の確保
  - 使い、住み続けるための安全性の確保

#### 施策目標 2 商品等を適切に選択できる環境の整備

- 施策の方向 (2) 商品等に関する情報の適正化
- 情報の適正化に向けた指導等の推進
  - 消費生活条例に基づく情報の適正化の推進

- 施策の方向 (3) 商品等の安定的な供給の確保
- 身近な生活圏を支える事業者等への支援
  - 生活必需品の安定供給と適正な価格形成の確保

(取組例)

- 食品衛生法その他の法令に基づく事業者指導等の確実な実施
- 消費者の日々の暮らしや地域コミュニティを支えている身近な商店街等の振興

### 基本方針 2 消費者被害の救済及び防止

#### 施策目標 3 消費者被害の救済

- 施策の方向 (4) 被害の救済のための機能強化整備
- 相談機能の強化と相談しやすい環境の整備
  - 相談内容の高度化への対応

- 施策の方向 (5) 各種相談事業の実施及び連携強化
- 各種相談事業の実施
  - 様々な相談窓口との連携の強化

### 施策目標 4 消費者被害の防止

施策の方向 (6) 不適正な取引行為への対応

- 事業者に対する指導等の強化
- 適正な取引行為の徹底
- 取引行為に関する制度の検討

施策の方向 (7) 消費者被害を防止する仕組みづくり

- 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等
- 関係機関、団体との連携の推進
- 身近な支援の仕組みづくり

(取組例)

- 消費生活専門相談員の更なるスキル・アップ
- 相談窓口の効果的な周知
- 相談時間の拡充等の検討
- 消費者が依頼や希望をしないにもかかわらず、事業者が訪問や電話等により取引の勧誘を行う「不招請勧誘」への対応等の検討
- 悪質商法の被害や商品等の危害情報について、情報を必要としている消費者に確実に届けるための見守りの仕組みづくりの推進

### 基本方針 3 消費者の自立支援

#### 施策目標 5 消費者力の向上

施策の方向 (8) 消費者の生活力向上のための学習機会の提供

- 児童、生徒等への消費者教育の推進
- 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供

施策の方向 (9) 情報提供の推進及び学習活動への支援

- 様々な媒体を用いた情報の発信
- 拠点施設等における学習活動への支援

(取組例)

- ライフステージに応じた消費者教育の推進
- 出前講座の開催等、様々な学習機会の提供
- 様々な媒体を用いた情報の発信

### 基本方針 4 京都から始める未来へつなぐ消費生活

#### 施策目標 6 新たな消費生活モデルの形成

～京都固有の生活文化の継承と発展～

施策の方向 (10) 環境との調和を目指す消費者の育成

- 食に関する学習機会の提供
- 環境に配慮した消費者行動の促進

施策の方向 (11) 消費者が共に行動する基盤づくり

- 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成

(取組例)

- 次世代の消費生活を見据えて行動する消費者の育成
- 消費者意見の反映と消費者による活動の促進
- 消費者及び事業者が共に取り組む基盤づくり